

<富山県町村公平委員会 組織概要>

・目的

富山県町村公平委員会は、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、町村及び一部事務組合により共同設置されており、次に掲げる事務を処理します。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対して裁決すること。
- (3) 職員の苦情を処理すること。
- (4) その他法律に基づきその権限に属せしめられた事項
 - ①管理職の範囲を規則で定めること。
 - ②職員団体の登録に関すること。
 - ③退職管理の適正確保のための働きかけ規制違反の監視（働きかけを受けた職員からの届出受理、任命権者への調査要求等）に関すること。

・設立年月日

昭和41年7月20日

・組織を構成する地方公共団体

舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、下山用水組合、砺波地方衛生施設組合、中新川広域行政事務組合、富山県市町村会館管理組合、砺波地方介護保険組合、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合、富山県市町村総合事務組合、砺波地域消防組合、富山県東部消防組合、新川地域消防組合

・委員名簿

(令和3年7月25日現在)

委員長	竹地 潔
委員	大坪 健
委員	金島 光一